

第一号通所事業（基準緩和型） 重要事項説明書

事業所名 菖蒲荘居宅支援センター

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な「介護保険法に規定する第一号通所事業」を提供することにより要支援状態の維持改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 菖蒲荘居宅支援センター
指定番号 神奈川県 1472800067号
所在地 神奈川県秦野市三廻部508-2
管理者氏名 施設長
電話番号 0463-88-6821
FAX番号 0463-88-6858
サービス提供地域 秦野市内

(2) 事業所の従業者体制

職 種	業務内容	人 数
管理者	業務の一元的な管理	1名（常勤）
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上
介護職員	介護業務	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上

生活相談員等は、第一号通所事業の円滑な提供にあたる。

(3) 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人むつみ福祉会
代表者氏名 理事長
法人所在地 神奈川県秦野市千村497-1
電話番号 0463-88-4150
業務の概要 社会福祉事業
事業所数 3施設（寿湘ヶ丘老人ホーム・菖蒲荘・むつみケアセンター）

(4) 定員及び営業時間帯

	営業時間帯	サービス提供時間帯
月～土曜日及び祝日	8:30～17:30	9:30～16:30

（12月30日～1月3日を除く）

定員 通所介護・・・22名（秦野市と松田町一部寄）
第一号通所事業・・・3名（秦野市）

3. サービスの内容

(1) ①送迎 ②健康チェック ③入浴 ④昼食 ⑤生活相談 ⑥アクティビティ

* 送迎時間はあらかじめ設定しておりますが、交通事情等の都合で前後する場合がございますのでご了承ください。送迎時間が大幅に遅れる場合には車輛から電話にてご自宅の方に連絡させていただきます。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該「介護保険法に規定する第一号通所事業」が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

利用料及び介護保険給付外サービスについては「重要事項説明書・別紙（料金表）」の通りとします。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけて下さい。
- ③ 利用者は事業所内での金銭の持ち込みやりとりや、物品のやりとりはトラブルの原因となりますのでご遠慮下さい。またトラブルが発生した場合事業所は責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 食べ物の持ち込みやりとりは、ご遠慮下さい。持ち込まれた食べ物等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑥ 携帯電話、スマートフォン等の持ち込みに関してはマナーを守って使用し、お仲間同士での電話番号等の交換等については後日トラブルが発生しても自己責任とし、又、紛失や破損等についても事業所は責任を負いかねますのでご了承下さい。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じるとともに、提出していただいた「サービス利用申込書兼利用者情報提供書」に記載してある緊急連絡先に連絡をします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

当事業所では、いかなる場合にも身体拘束等を行いません。

12. 従業者の研修

従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けると共に要支援者等に対し適切な通所事業を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

13. 従業者の衛生管理

従業者の清潔の保持及び定期的な健康診断やストレスチェック診断等を行い、心身の状態について、必要な管理を行う。

14. 苦情相談窓口

*サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

① 当施設利用者相談窓口

窓口担当者	相談員（責任者）	菖蒲荘通所生活相談員
ご利用時間	8：30～17：30（年末年始を除く）	
電話番号	0463-88-6821	
FAX番号	0463-88-6858	

*公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

② 秦野市福祉部高齢介護課

所在地 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
電話番号 0463-82-9616 (介護保険担当)
82-7394 (在宅高齢者支援直通)
FAX番号 0463-84-0137
受付時間 8:30~17:00 (年末年始を除く平日)

③ 神奈川県国民健康保険団体連合会

所在地 横浜市西区楠町27番地1
電話番号 045-329-3447 (一般回線)
受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)

④ かながわ福祉サービス運営適正化委員会

所在地 横浜市神奈川区反町3丁目17-2
電話番号 045-311-8861
受付時間 9:00~17:00 平日のみ (月曜日~金曜日)

*住所が秦野市以外の方は別紙「資料：神奈川県市町村別介護保険窓口一覧」をご参照ください。

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

16. 虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止に努めるため、以下の措置を行うものとする。

1. 虐待防止のための指針を設ける。
2. 虐待防止にかかる体制として、幅広い職種（施設長・生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護職・管理栄養士、その他必要に応じ委員を指名する）により、虐待防止委員会を設置する。
3. 虐待防止委員会は虐待防止ための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
4. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村関係者に報告を行い再発防止に努める。